

行政不服審査制度検討会（第1回）議事録

1 日時 平成18年10月30日（月）17時00分～19時00分

2 場所 総務省第4特別会議室

3 出席者

（参集者）稲葉馨、今川晃、小幡純子、小早川光郎、高橋滋、中川正晴、雛形要松、藤村誠、前田雅子、水野武夫、山本隆司、和久井孝太郎（敬称略、五十音順）

（総務省）大野松茂総務副大臣、河合常則総務大臣政務官、石田直裕行政管理局長、宮島守男官房参事官、上村進行政情報システム企画課長、水野靖久行政手続・制度調査室長、平野欧里絵行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

- (1) 開会
- (2) 総務副大臣あいさつ
- (3) 総務大臣政務官あいさつ
- (4) 座長あいさつ
- (5) 出席者の紹介
- (6) 検討会の開催・運営について
- (7) これまでの取組について
- (8) 検討会のスケジュールについて
- (9) フリートーキング
- (10) 閉会

5 議事録

【水野行政手続・制度調査室長】

これより、行政不服審査制度検討会第1回会合を開催いたします。

私は、行政不服審査法を担当しております行政管理局行政手続・制度調査室長の水野でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、本検討会の開催に当たりまして、大野松茂総務副大臣からあいさついたします。よろしく願いします。

【大野総務副大臣】

皆様、お忙しい中を大変ありがとうございます。このたびの安倍内閣の発足に当たりまして、総務副大臣を拝命いたしました大野松茂でございます。このたびの行政不服審査制

度検討会の発足に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきたいと存じます。

御案内のことですが、昭和37年に行政不服審査法が制定されて以降、40年以上の時間が経過をいたしております。その間に行政手続法の制定、あるいはまた行政事件訴訟法の改正など、行政の周辺環境は大きく変化をいたしてきております。こうした中で、総務省といたしましても、昨年度、行政不服審査制度についての基礎的な調査研究を外部委託するなどしてまいったところですが、審理手続の充実・迅速化、また審理の中立性の確保など、本制度を一層、充実・強化いたしまして、国民の信頼を確保することが必要と考えているところでございます。

実は私、かつて埼玉の狭山の市長を務めておりました経験がございますが、市民の皆さんからの行政に対するさまざまな不服に直面したことがございました。そのため、簡易にして迅速な手続によりまして、国民の皆さんの権利を救済する本制度の一層の充実・強化について、国民の期待は極めて大きいものと、このように感じているところでございます。先生方におかれましては、専門的な見地から、幅広い視点に立って積極的な御検討をお願いしたいと思っております。

本検討会の座長についてでございますが、先の委託研究の際の座長でもいらっしゃいました小早川先生に引き続き御就任をお願いしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げる次第でございます。

今後のスケジュールといたしましては、来年の春ごろまでに中間的な取りまとめを行いまして、これを踏まえて、夏までに改正法要綱案の取りまとめをお願いしたいと、こう願っているところでございます。このため、本検討会につきましては、限られた期間に広範かつ重要な課題について集中的に御検討をいただくことになりまして、先生方、格別お忙しい中ですが、大変な御苦勞をおかけすることになると思っておりますが、何とぞ御理解いただいて、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今日は河合総務大臣政務官も同席をいたしております。くれぐれもよろしくお願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

次に、河合常則総務大臣政務官からあいさついたします。

【河合総務大臣政務官】

御紹介をいただきました総務大臣政務官を拜命いたしました河合と申します。

私は、実は参議院議員に2年3カ月前に当選させていただいたのでございますが、富山県の選挙区でございます。町会議員3期11年と県会議員8期29年間、40年近い地方自治の議員の経験がございますが、そういう体験などを大事にしながら仕事をしたいと思っておりますが、今日は行政不服審査制度検討会のスタートに当たりまして、ごあいさつさせていただいて、勉強させていただきたいと思っております。

また、これは国民と行政をつなぐ非常に大事な制度でございますし、個人の権利意識の

高揚もございまして、重要性が増してきていると思います。そういう意味で、より一層この制度の充実を目指して見直しを行っていくということは非常に重要なことなのではないかと思っています。

先生方におかれましては、格段の御協力をいただき、よい検討会になればと思うわけでもございまして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。御苦勞さまでございます。

【水野行政手続・制度調査室長】

ありがとうございました。

恐れ入りますが、報道関係の方はこれにて退出願います。

(報道関係者退出)

【水野行政手続・制度調査室長】

続きまして、先ほど大野総務副大臣から、本検討会の座長に小早川先生の御就任をお願いさせていただいたところでございますが、小早川先生、いかがでございましょうか。

【小早川先生】

はい、務めさせていただきます。

【水野行政手続・制度調査室長】

ありがとうございます。

それでは、小早川先生に本検討会の座長をお引き受けいただきましたので、御就任のあいさつをいただくとともに、この後の議事進行をよろしくお願ひしたいと存じます。

【小早川座長】

小早川でございます。

このたび、この検討会の進行役を務めさせていただくということになりました。私自身はずっと行政法をやっておりまして、もう10年以上前に行政手続法が制定に至りましたが、それに至る結構長い期間、いろいろな研究会もございまして、その当時から事前の行政手続の整備をするのであれば行政不服審査法の見直しも当然あつてしかるべきだという話がありながら、後回しになっておりまして、何とかしなければいかんのだろうと思つていたわけでもございますけれども、やっとうこういう形で本格的な見直しの機運が熟してきたように思われまして、大変課題は大きいんですけれども、皆様と御一緒に取り組んでまいりたいと存じます。

行政訴訟についての関心はどんどん高まっておりますけれども、この制度はそれに比べますと地味で、総体的には人目を引かなかつたかもしれませんが、しかし、制度自体としては非常に可能性を秘めた制度であるはずでして、その辺が、フルに潜在力を引き出せるような、そういう新しい組み直しができればというふうに残っている次第でございます。微力ではございますけれども、一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、順序といたしまして、本日御出席の先生方を五十音順

に御紹介させていただきます。本日、初会合ということでございますので、恐縮ですが、私からお名前を申し上げますので、先生方におかれましては、一言簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。なお、山本先生は大学での講義の関係で遅れて御出席なさる予定になっております。

それでは、五十音順で恐縮ですが、まず、稲葉馨先生です。

【稲葉先生】

御紹介いただきました稲葉でございます。東北大学の教授をしております、専攻は行政法でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今現在のところは、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会の委員、あるいは仙台市の人事委員会の委員、あるいは宮城県の労働委員会の委員、不服申立て、あるいはその審判の実務に若干関与しているというようなこともございまして、今回の不服申立制度の本格的な改正ということに大変興味を持っているわけでありまして、ぜひともこの機会に本格的な改正の動きができればというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。

【小早川座長】

今川晃先生です。

【今川先生】

同志社大学の今川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

行政学及び地方自治を専門としておりまして、いわゆる法律の専門ではございませんので、やや意見交換の中で共通の言語で語れない場合もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

研究は、地方自治の分野で幾つか関わっていますが、ただ、長い間細々とオンブズマン制度の研究を進めてきましたので、そういう関係で、この行政不服審査、むしろ網にかからない国民の声を第三者機関を通じてどういうふうに救済していくか、あるいは既存の総務省にございます行政監察・行政相談制度とのリンクなども少し考えてみる必要があるのではないかと個人的には思っているところです。どうぞよろしくお願ひいたします。

【小早川座長】

小幡純子先生です。

【小幡先生】

上智大学で私も行政法をやっております小幡と申します。よろしくお願ひいたします。

行政不服審査の実務としては、行政法でございますので、私も幾つかやっております、大分前は神奈川県国保審査会でありましてか東京都労働委員会の公益委員をやっておりますし、今現在は公害健康被害補償不服審査会という国の審査会の委員をやっております。それから、情報公開・個人情報保護審査会は幾つか自治体のものをやっております。

今、地味な制度であるという座長からのお話でございましたけれども、確かに地味ではあるかもしれませんが、訴訟に行く前の救済制度として、国民にとって非常に大事なのが行政不服審査制度だと思いますので、ぜひこれを活性化するという点について、微力で

ございますけど、少しでもお手伝いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

【小早川座長】

高橋滋先生です。

【高橋先生】

一橋大学の高橋と申します。専門は行政法でございます。

私は、10年ぐらい前だと思いますが、総務庁長官官房に置かれました、小早川座長がやはり座長を務めていらっしゃいました研究会で、この行政不服審査制度の検討に加わらせていただいてから、比較的長くこの制度の検討に加わらせていただいております。ただ、前の研究会のときには問題点の洗い出しぐらいにとどまっております、具体的な制度の改善にどのように結びつけていくのかということにつきましては、皆目見当がつかなかったわけでございますが、今回このように具体的な改善に向けての動きになってきたということについては感無量ということでございます。さらには、このような研究会に加わらせていただきましたことにつきまして、非常に光栄に存じております。先生方には、何とぞよろしくお願いいたします。

【小早川座長】

中川正晴先生です。

【中川先生】

兵庫県立大学経営学部の中川でございます。

私は、現在、経営学部で租税法の授業をしておりますが、それ以前は国税庁や国税局で30年余税務行政の実務を経験してきた者でございます。国税局では局長、あるいは部長として、異議申立ての実際の事務や訴訟事務、それから国税不服審判所におきましても審査請求の事務について経験をしたことがございますので、実務を踏まえた検討に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小早川座長】

雛形要松先生です。

【雛形先生】

公証人をしております雛形と申します。

東京都の23区内、都心部分には行政のほうの役場というのではありませんが、公証役場というのがございまして、公証役場というところで公証人をさせていただいているわけでありまして、このような会にお招きいただきまして誠にありがたいと喜んでいるわけでありまして、ただ、公証人ということを申し上げますと、場違いな出席者のような印象をお持ちになるかもしれません。この6月30日まで東京高等裁判所の民事部の部総括を務めさせていただいておりました。昭和44年の判事補任官以来、相当期間、裁判事務に携わっておりました。その関係がありましたのがここへお招きいただきましたことの一つかなというふうに思っておりますが、ほかに、昭和58年から平成元年ごろまで内

閣法制局の第二部参事官ということで、法制局の立案事務に関与させていただいたことがございました。そのことが1つ。

それからもう一つ、平成4年から平成7年ごろにかけてであります、当時の大蔵省に設けられました証券取引等監視委員会というところの事務局次長というような仕事もさせていただいております、今回のテーマに入ってくるのかどうかわかりませんが、行政手続を多少準司法的な意味合いで運用するという部門に関与させていただいたということもあるように思います。

しかし、平成12年から平成18年、先ほど申しました6月まで、5年半ほど東京高裁で、行政事件訴訟、百数十件ぐらい判決しているかと思えます。多分その間にあらわれた行政不服審査制度、審査請求を経ました行政事件訴訟というのはそんなに多くはないかと思えますけれども、その間に経験したことなどを中心に、この会の検討、勉強会に多少なりともお役に立つようなことがございましたら申し上げさせていただきたい、そういうように思っておりますが、理論的な面がよくわからないまま訴訟あるいは行政運営の実務にまずは仕事という形でかかわってきた、そういう経歴でございますので、思えばかりで学ばざる暗さが多々あるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【小早川座長】

藤村誠先生です。

【藤村先生】

藤村でございますが、7月から労災保険情報センターというところで勤めております。

私は、旧労働省に昭和40年から平成7年まで在職いたしまして、労災保険の行政経験者の立場でこの検討会に参加せよという御趣旨でございます。実は、その間は5年半ぐらい労災管理課というところで労災保険の実務の担当者を務めまして、そのころはあまり行政不服審査のことは経験しなかったと思うんですが、平成7年から平成14年まで、OBになりまして、労働保険審査会というところで審査の実務を7年間担当いたしましたので、担当事件が年間50件割り当てられておりましたので、350件ぐらいは担当していたということになりますので、そうした経験も踏まえながら検討に参加させていただきたいと、かように考えております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

【小早川座長】

前田雅子先生です。

【前田先生】

関西学院大学の前田と申します。

私も行政法を専攻しております、行政不服審査の実務としましては、大阪府の介護保険審査会、その他自治体の情報公開などの審査会をいくつか務めております。昨年度に開催されました行政不服審査制度研究会にも加えていただきまして、いろいろ勉強させていただいたところです。

その後、同研究会の報告書を踏まえまして、今後の制度改革、行政不服審査法の改正を

見据えた論点について発表する機会を得まして、本日このような席にいることを想像しながら、いま、なお数多くの論点、検討課題があることを指摘させていただいたところです。

これからは、自ら示したいわば宿題にも答えていかなければならないということになり、また、この検討会に与えられた使命や課題の大きさを実感しているところであります。微力ではありますが、よろしくお願い申し上げます。

【小早川座長】

水野武夫先生、お願いします。

【水野先生】

水野でございます。本職は弁護士でありまして、約40年近く弁護士をしております。立命館大学では、特別契約教授ということで、行政救済法や租税法を教えています。

私自身は、かつて国税庁に勤めたこともございまして、税金の事件が多いのです。たまたま今朝も、某農協の法人税と消費税の課税処分につきまして、異議の申立てをしております。今朝、担当者と折衝して、めでたく法人税だけは取り消すという結果を得てまいりました。そういうことで、税務の関係については、そこそこ、こういう不服審査については経験がございしますが、それ以外の点については、全くゼロじゃありませんが、数は少ないので、そういった点についても十分勉強してまいりたいと思っています。

私は日弁連の推薦でございます。日弁連でもこれまで行政不服審査制度の改革についての検討を進めてまいりましたが、これを機会に本格的に取り組んでいくということになっております。日弁連での議論を踏まえて、あるいは、いろいろな弁護士が持っている情報をできるだけ集約しまして、この検討会に反映させたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小早川座長】

それでは、山本隆司先生、お願いします。

【山本先生】

山本と申します。東京大学で行政法を教えております。本日はちょっと授業の関係で遅れまして、申しわけございませんでした。

私は、今日、資料で出ておりますけれども、行政不服審査制度研究報告書の作成に携わりましたけれども、それ以前に特に行政不服審査法について詳しく研究をしていたという実績もありませんし、ましてや実務経験は、ほかの先生方はいろいろおありになるようですが、私は全くございませんので、その意味では、ややピント外れなことばかり言う可能性はありますけれども、この場で勉強させていただきながら考えていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

【小早川座長】

和久井孝太郎先生、お願いします。

【和久井先生】

東京都総務局参事の和久井と申します。よろしくお願いいたします。

審査法務担当ということで、東京都は行政不服審査について集中管理と呼べる制度を持っていて、地方公共団体としてはかなり珍しいといえますか、要するに事業を担当しているところで、その事業についての審査請求、異議申立てをするのではなくて、いずれの事業についても総務局の法務部で裁決、決定を出しているということでもあります。もちろん、私どもがやっているのは知事の補助機関ですので、知事名で裁決、決定を出すものに限ります。ということは、行政委員会、それから地方公営企業は除きますし、それから法律で特別の審査機関が設けられている、そういう制度についてももちろん除きますけど、それ以外の一般の知事が裁決、決定を行うものについては、私どもが総務局の法務部というところで行っております。年間で言いますと、今年ですと、おそらく3月末までに600から700件ぐらいになるのではないかなというペースであります。それについて、私と、それからあと、現在2人課長がおりまして、そのほかに合計8人の職員がおりますが、それらで処理をしているということでもあります。

この審査法務について、私は去年の4月から担当ということになりまして、それまでは訴訟をやっておりました。訴訟も、民事訴訟が中心でしたので、あまり行政法のほうは、実は審査担当になってから少し勉強しなくてはと思いつつも、なかなか進んでいないというところなんです。

去年、行政不服審査制度研究会ですか、この研究報告書にもありますけれども、実はヒアリングというのがありますが、そこでヒアリングを受ける立場でございまして、ちょうど去年の10月に行われたものにヒアリングを受ける立場として参りましたが、今年も総務省に呼ばれまして、またヒアリングを受けるのかなと思いましたが、今度はこういったメンバーに加えていただきまして、大変緊張しております。何分、理論のほうはあまり得意ではないんですが、実務に携わっている者ということで、何らかのお役に立てればと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

【小早川座長】

どうもありがとうございました。委員の皆様には、どうぞよろしく願いいたします。次に、事務局の職員を水野室長から紹介していただきます。

【水野行政手続・制度調査室長】

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。まず、行政管理局長の石田でございます。

【石田行政管理局長】

石田でございます。よろしく願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

続きまして、大臣官房参事官の宮島でございます。

【宮島参事官】

宮島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

続きまして、行政管理局行政情報システム企画課長の上村です。

【上村行政情報システム企画課長】

上村でございます。

【水野行政手続・制度調査室長】

行政手続・制度調査室の課長補佐の平野でございます。

【平野課長補佐】

平野でございます。よろしく願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

担当係長の大塚でございます。

【事務局（大塚）】

よろしく願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

担当係長の鶴間でございます。

【事務局（鶴間）】

よろしく願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

担当係員の深川でございます。

【事務局（深川）】

よろしく願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

職員は以上でございます。

なお、大野総務副大臣につきましては、公務の関係で、これで退席させていただきます。

【大野総務副大臣】

それでは、先生方、よろしく願いします。

どうもありがとうございます。

【小早川座長】

それでは、引き続き議事を続けさせていただきます。

本日は初会合ですので、具体的な論点の検討作業に入ります前に、本検討会の位置付け、運営方法、それから行政不服審査制度の見直しに向けたこれまでの取組状況などについて御説明をしたいと存じます。

ではまず、本検討会の開催要領について、事務局から説明をお願いいたします。

【水野行政手続・制度調査室長】

それでは、検討会の開催要領について御説明いたします。

お手元の資料2「行政不服審査制度検討会開催要領」を御覧いただければと思います。こちらにありますとおり、この検討会の目的としましては、制度の見直しについて、先生方に専門的な検討をしていただくこととなっております。

また、会議は座長が招集することとなっており、座長のご都合がつかない場合には、あらかじめ座長が指名する座長代理が職務を代行いたします。

なお、検討会の庶務につきましては、私ども行政手続・制度調査室において対応させていただきます。

【小早川座長】

開催要領につきましては、以上でございます。

次に、開催要領で、今ありましたとおり、座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行するものとするとうございます。事故というのは、大学の補講をどうしてもやらなければいかんとか、そういうことも入るんだらうと思いますが、できるだけそういうことがないようにいたしますけれども、座長代理の指名をさせていただきたいと存じます。私としましては、本検討会の座長代理に稲葉先生を指名させていただきたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

【稲葉先生】

ご指名ですので、受けさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【小早川座長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、次に、本検討会の運営要領について御相談をいたします。これにつきましては、事務局において運営要領案を用意しておりますので、まずは事務局から説明をお願いします。

【水野行政手続・制度調査室長】

検討会の運営要領案について御説明いたします。お手元の資料3の「行政不服審査制度検討会運営要領（案）」を御覧ください。

こちらにありますように、会議につきましては、原則として非公開とすることとしつつも、座長のご了承を得られた場合には、関係機関の職員等の傍聴を認めることとしてはいかがかと考えております。

また、毎回、事務局の文責で議事要旨を作成の上、会議終了後、できるだけ速やかに会議での配布資料とともに総務省のホームページに掲載してはいかがかと考えております。

なお、その際には、発言された先生のお名前は記載しない形で議事要旨を作成してはいかがかと考えております。ただし、速記を起こした議事録のほうにつきましては、発言者名を記載する形といたしまして、各先生にご自身の発言内容を事前に確認いただきましてから総務省ホームページに掲載することとしてはいかがかと考えております。

【小早川座長】

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。はい、水野先生、どうぞ。

【水野先生】

この運営要領は座長がお定めになるということになっておりますので、私の意見として

申し上げたいんですが、今の御説明だと、速記録も名前を出して公開ということですから、ほとんど公開ですよ。ところが、この会議は原則として非公開とするというのが当然外へ出ますでしょう。そうすると、この検討会は実質的にはほとんど公開であるにもかかわらず、非公開を原則とするということで、国民に非常にマイナスのイメージを与えるんじゃないかという気がするんですね。ですから、このくだりをもう少し工夫されたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【小早川座長】

ほかの皆様の御意見はございますでしょうか。

【水野先生】

私としては、原則として公開だと変えられても、今のお話で矛盾しないと思うんですけどね。原則として公開とするが、座長の判断で非公開というふうな逆の表現にしたほうが、国民にとって非常に理解が得られやすいんじゃないかと思うんですけど。

【小早川座長】

公開という言葉の定義にもよると思いますがね。これはなかなかあいまいな言葉でありまして、この「非公開とするが」というのも、その次に、「が、これこれについては傍聴を認める」というふうになっています。この公開、非公開というのは、この文の中では傍聴自由ではありませんよというぐらいの意味にも取れます。おっしゃるとおり、情報そのものとしては、できるだけリアルタイムで公表していくということでございますので、その意味では公開なんですけれど、確かに、おっしゃられるように、ここはいろいろな取り方があるかと思えます。「会議は原則として公開とする」とするか。

【水野先生】

だから、むしろ原則として公開という文言があれば、会議については、座長の了承を得た者については傍聴を認めるというだけでいいんじゃないかと、わざわざ非公開と言いますと、議事録も一切、密室の中でやるのかみたいな印象を与えるんじゃないかと、思いましたけれども。

【小早川座長】

確かに、御心配もごもっともなので、今おっしゃられたように、公開、非公開なんていう言葉はやめて、会議の傍聴について、座長の「了承」というのはちょっと落ちつきが悪いんですけど、原案にそう書いてあるので、「座長の了承を得た者について傍聴を認める。」、それだけという御提案でよろしいですね。

【水野先生】

そうですね。

【高橋先生】

質問ですけど、今までの検討会に類比したものとの整合性というか、バランスというか、その辺はどうなっていますでしょうか。

【水野行政手続・制度調査室長】

私どもで所管しています行政手続法の見直しの検討会は、このような原則として非公開とすると書かれていたかと記憶しております。

【高橋先生】

では、その実質的な理由をちょっと御説明頂ければと思いますが……。

【水野行政手続・制度調査室長】

必ずしも傍聴をすべての方に許可できるかという点、会場の都合もあるかと考えております。

また、検討会の議事進行を妨害するような方が傍聴に来られた場合、お断りする術はどこにあるのかといった点について心配をしているところでございます。

【稲葉先生】

よろしいですか。

【小早川座長】

はい、どうぞ。

【稲葉先生】

会議の公開と議事録の公開というのは別なわけですよね。それで、ちょっと懸念されるのは、座長の承認を得た者について傍聴を認めるとなったとき、現に傍聴したいと来たときに、認める、認めないというのをどういうふうに運用するのかという話ですよね。基本的に、今事務局の方がお話ししたような趣旨で、会議自体は原則非公開であるけれども、そういう文言を使うと誤解を与えるのではないかということなんですけれども、逆に個別の傍聴を巡ってトラブルが発生しないかという懸念があるんです。実質的に、やっぱり会議自体は、先ほどのような御説明であれば、原則は非公開というか、半分非公開ということだと思うんですけどね。

【水野行政手続・制度調査室長】

座長、よろしゅうございますか。

【小早川座長】

はい、どうぞ。

【水野行政手続・制度調査室長】

事務局といたしまして、この案を作成した趣旨ですが、繰り返しになるかと思いますが、検討会における自由な発言を確保し活発に議論していただきたいという趣旨で非公開とさせていただきますわけでございます。その他、例えば、傍聴人が端のほうで何かやっている気が散ったりすることもあるかと配慮いたしまして非公開という案を作成させていただきました。もちろん、水野先生がおっしゃるように、会議の公開というのは非常に大切な問題だと思っております、その関係で、議事録などにつきましては、早急に作成の上、御確認していただいた上で、なるべく検討会でどのようなことが議論されたのかというのは公開するように心がけたいと思っております。

【水野先生】

この3の「会議の議事要旨について」というのも、これはやっぱり「議事要旨の公開について」に変えて、会議自体は物理的な問題もあるのでこうだけれども、議事録、議事要旨は公開しますよというふうに、ここは公開ということを入れられたらどうでしょうか。

それから、さっきおっしゃったのでは議事録も公開するわけですね。

【水野行政手続・制度調査室長】

はい。議事録も作成の上、ホームページに公開します。

【水野先生】

そうすると、そのこともちょっとお書きいただいたほうがいいんじゃないでしょうか。だから、3のタイトルを「会議の議事要旨及び議事録の公開について」というふうにすれば、一切秘密の中でやるんじゃないやありませんという趣旨がよく分かると思うので、ちょっとそこを工夫していただいたほうがいいんじゃないかという気がしますけど。

【小早川座長】

今の3に「公開」という言葉がないということと、それから議事録への言及がないということですが、これは何か事務局で理由はあるんですか。

【水野行政手続・制度調査室長】

特にそこまで理由があるわけではございませんで、議事要旨と議事録は作成したいというふうに考えております。

【小早川座長】

ただ、「議事録は会議終了後速やか」と言ってしまうと、なかなか約束が守れないということにも……。

【水野行政手続・制度調査室長】

速記を起こして固有名詞や専門用語をチェックした上で、各先生方の御了解を一つ一つとりますので、ちょっと時間がかかるかと思います。ただ、議事要旨につきましては、会議終了後速やかに作成いたします。

【水野先生】

だから、議事録についても、調整後、掲載するという一文を入れられて、タイトルもそういうふうにされたらいいんじゃないでしょうか。

【水野行政手続・制度調査室長】

それでは、事務局のほうで修正案を作成しまして、座長と御相談させていただきます。

【小早川座長】

そうですね。2につきましては、公開、非公開、それから傍聴という言葉はこのままにさせていただいて、この決まったメンバーで自由闊達かつ突っ込んだ議論をするような、そういう雰囲気は大事ですので、だれでも入ってきて勝手に発言していいということは、これは庁舎管理上もそうですし、こういう合議体の在り方からして、そこは当然ルールはあるわけなので、そこは座長にその管理の権限を一応与えていただくということでありまして、それ以上に強い非公開という意味があるわけではないということ言うまでもない

ことだと思しますので、ここはそのままにさせていただいて、3のほうは、例えば「会議の議事要旨等の公表について」というような見出しにして、議事録についてもメンションするといったような方向で、事務局で次回までに書き直していただくということでいかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

この件につきまして、ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、ただいまのような修正を加えました上で、この運営要領案のように、会議は今の意味で原則として非公開で運営するけれども、毎回、発言者名を記載しない形での議事要旨を作成の上、配布資料とともに総務省ホームページに記載するというところにいたします。また、議事録につきましては、発言者名を記載した形で、内容の確認ができ次第、総務省ホームページに掲載することとし、記者会見につきましては、記者からの要望があれば、適宜実施することとしたいと存じます。

議事録につきましては、先ほど説明もございましたように、皆様の確認をいただく必要があります。しかしまた、ある意味での公開性の確保のためには、議事録をできるだけ早く公表するというのも大事でありますので、その辺は、お忙しいところ恐縮ですが、今後、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、次にまいります。行政不服審査制度の見直しに向けたこれまでの取組につきまして、事務局から説明をいただきます。

【水野行政手続・制度調査室長】

これまでの取組について、御説明申し上げます。

総務省では、これまでも調査研究の委託や制度改善に関する一般からの意見の募集、実態調査などを実施してまいりましたので、これらについて御説明申し上げます。

初めに、お手元の資料4の「行政不服審査制度研究報告書」とあわせて、その概要を御用意しておりますので、御覧いただければと思います。

行政不服審査法につきましては、昭和37年の制定以来、実質的な見直しは行われていないということから、関係方面からも見直しが指摘されるようになった次第でございます。そのため、総務省といたしましても、財団法人行政管理研究センターへ委託するという形で、基礎的な調査研究を行うことといたしまして、小早川座長をはじめ、ここにいらっしゃる高橋先生、前田先生、山本先生にもお世話になりながら、今年の3月に報告書を取りまとめていただきました。

内容につきましては、この後、議題9のフリートーキングの際に用いる資料と若干重なるところがございますが、概要に沿って説明いたします。

まず、行政不服審査法制定以降の変化と運用状況について、行政においては、例えば事後チェックの重要性の拡大でありますとか、地方分権の進展、行政手続法の制定など、取組の進展などが進んでいるところでございます。

また、国民の権利利益に関する意識について、利害が多様化し、その調整が困難になってきたなどの変化があるのではないかとということでございます。

それから、行政不服審査制度の運用状況について、裁判と比べて簡易迅速な権利救済が必ずしも実現しているとは言いがたい状況であるという御指摘をいただいているところでございます。

以上を踏まえた改革の必要性について、行政内部の救済制度の必要性は増大しており、簡易迅速性や行政の自己反省機能が発揮できるのであれば、国民の権利利益の保護や行政に対する信頼確保の観点から、重要かつ有効な仕組みとなるものという御指摘をいただいております。

次に、大きなⅡでございますが、処分に対する不服申立手続といたしまして、2ページでございますが、不服申立適格につきましては、行政事件訴訟法の運用などを注視しながら柔軟に対応すべきと、それから、申立ての種類、審理の基本構造としまして、現行法では審査請求や異議申立てといった用語を区分し、手続が二元化しているわけでございますが、こういった二元主義を廃止し、手続、名称を一本化してはどうかといった点につきまして御指摘をいただいております。

それから、審理の基本構造としまして、処分庁を申立人と対峙させ、処分担当者とは別の立場にある者が審理を担当するといった、いわゆる対審的な構造を導入してはどうかと、さらに、審理段階での簡素化でありますとか、第三者性の確保などについて御指摘をいただいております。

特に、この第三者性の確保といたしましては、現在、第三者機関が関与していない行政分野につきまして、情報公開・個人情報保護審査会のような仕組みを設け、各行政機関からの諮問を受ける形で分野横断的に処理を行うことが一つの選択肢であるといった御指摘もございました。

また、地方公共団体における対応といたしまして、地方の実情に合った第三者性の確保の配慮について検討するべきと、また、いわゆる裁定的関与につきましては、縮減を検討すべきといった御指摘がございます。

それから3番目としまして、審理手続について、後で制定された行政手続法と比べても欠けると思われる点があることを御指摘いただいております。さらに、審理の原則として不当性を含め審理を行うことや審理権限や審理担当者、不服申立人の手続的権利、事前・事後の手続を統一的に把握する視点といった部分が重要である旨を御指摘を受けているところでございます。

4ページに入りまして、申立期間につきましては、行訴法の出訴期間と合わせ、6か月に延長するべき、また、審理期間につきましては、標準処理期間の設定でありますとか、期間の短縮化を促進するべきといった御指摘を受けております。

次に、処分に関する新たな救済態様の検討ということで、行政事件訴訟法につきましては、新たな抗告訴訟の類型として義務付け訴訟でありますとか差止め訴訟が新たに法定されたわけでございますが、行政上の不服申立制度につきましても、これまでの救済類型で十分かどうかといったことを検討する必要があるという旨の御指摘をいただいております。

5 ページは処分以外のものに対する不服申立てについてでございます。現行法は処分だけが不服申立ての対象でございますが、各種行政上の行為のうち、行政指導や行政指導以外の事実行為、行政上の契約といったものについて、不服を申し立てる制度を設けることを検討する必要があるのではないかと御指摘をいただいております。

具体的には、行政指導や行政指導以外の事実行為、行政上の契約、行政立法、行政計画などがございますが、これらの内容につきましては、この後、資料5を御説明する際に改めて御紹介したいと思っております。

次に、6 ページではその他といたしまして、教示についての統一を図る観点から、ガイドラインを提示してはどうか、また、国の行政機関への申立てについては、総合的な窓口の設置を検討すべきといった御指摘がございました。

また、2 番目の関係法令や適用除外の扱いでございますが、行政不服審査法との整合性を図る観点からの検討が必要である旨、それから不服申立前置につきましては、その在り方についても検討が必要といった御指摘をいただいているところでございます。

以上がこの調査研究報告の概要でございます。

次に、資料5の「行政不服審査制度の特定事項に関する調査研究報告書」を御覧下さい。この報告書は、資料4の研究報告で、行政指導の事実行為などにつきまして、新たな不服申立ての対象とすべきとの提言があったところでございますが、その範囲や違法性、不当性の判断基準、その救済方法につきましては、従来の学説でも明らかにされているとは言えない状況であることから、総務省から行政管理研究センターに改めて調査研究の委託を行いまして、山本先生と財団法人行政管理研究センターの大江研究員に取りまとめたものでございます。

内容につきましては、1 ページから御覧ください。まず行政指導でございますが、行政指導を不服申立ての対象とする場合、行政機関の行為が行政指導に該当するか、また、それを私人が認識しているかどうかが必要であること、また、申立ての対象を特定するという観点から、行政指導の内容が明確であることが不可欠であるため、行政手続法に基づき書面が交付されたものや、書面交付請求に応じない場合を対象としてはどうかといった御指摘をいただいております。

次に、2 ページでございますが、地方公共団体の中には、行政手続条例が未制定であったり、あったとしても書面交付請求権は規定されていないといった事態も考えられることから、地方の場合はまた別途検討が必要ではないかといった御指摘がございます。

続きまして、違法性・不当性の判断基準でございますが、第1に、行政手続法における行政指導に関する諸規定でありますとか、行政手続条例における諸規定が判断基準になるのではないかと御指摘をいただいております。

また、第2に、法令に根拠を有する行政指導につきましては、当該法令が判断基準になるのではないかと御指摘をいただいております。

第3に、平等原則などの行政上の一般法原則も判断基準になるのではないかと御指

摘をいただいております。

また、これらの申立てに対する救済方法でございますが、例えば調査・回答義務が生じたり、その行政指導が違法（不当）であった旨を確認する旨の回答を行うといったこと、または、行政指導ではない旨の確認の回答を行うといったことが考えられるのではないかと。

さらに、是正措置といたしましては、行政指導が違法または不当であった場合には、その取消しでありますとか、行政指導を繰り返さない旨の確認でありますとか、不利益な取扱いを行わない旨の確認などが考えられるのではないかとといった御指摘を受けているところでございます。

次に、5ページに入りますが、行政指導以外の事実行為でございます。こちらにつきましては、申立ての対象とすべき範囲といたしまして、物理作用たる事実行為と精神作用たる事実行為に分けた上で、物理作用として、例えば公共工事、行政上の強制執行、行政調査、即時執行といったものが、また、精神作用としての事実行為としまして、情報提供や公表のそれぞれについて検討されております。

まず、公共事業につきましては、対象に含めることは適当ではないとの御指摘を、行政上の強制執行につきましては、過剰執行などが考えられるため、申立ての対象とすることが妥当であるとの結論をいただいております。

それから、行政調査につきましては、私人の権利利益の救済という観点からすると、処分に先立ちまして行政調査の違法性・不当性を確定しておくことには意味があるということから、不服申立ての対象とすることが妥当との御指摘をいただいております。

その次に、行政調査のうち、強制調査につきましてはともかく、任意調査については、過度に拡散してしまう危険性があるということから、任意調査を対象とするかについては、引き続き検討を行う必要があるとの御指摘をいただいております。

それから、即時執行につきましては、対象を特定することが容易といった観点から、対象とすることが妥当であるとの御指摘をいただいております。

次に、情報による行政作用につきましては、例えば〇ー157の事件などのように、権利救済の観点からすると対象とすることが要請される事例が見られるということから、法令上根拠を有するものについては対象とすることは考えられるが、それ以外のものについては、引き続き検討を行うことが適当であるといった御指摘をいただいております。

違法性・不当性の判断基準といたしまして、例えば法令に根拠を有するものにあつては、当該法令が、それに加え、平等原則、比例原則といったものも判断基準になるのではないかとこの御指摘でございます。

申立てに対する救済方法としましては、調査・回答義務、違法（不当）確認、是正措置といったものが考えられるのではないかとこの提言をいただいております。

それから、行政上の契約に入りますが、申立ての対象とする範囲としましては、行政上の契約を類型化するという観点が必ずしも確定していないという問題がありますが、対象

範囲を確定するには、行政上の契約を規律する法令の規定に手がかりを求めざるを得ないとの御指摘をいただいております。

そこでさらに問題になるのが、法令の規定であることを有するのか、それとも法令に限らず、要綱等の内部規定で足りるのかといった観点につきましては、いずれもメリット、デメリットが存在するとの御指摘でございます。

それから、9ページでございますが、指名競争入札から排除された場合など、行政上の契約それ自体ではなく、その準備行為に対して不服を有する場合についても不服申立てにおいて主張することを許容してはどうかといった御指摘をいただいております。

違法性・不当性の判断基準でございますが、行政上の契約を規律する法令等の定めがなるのではないかと、ただし、平等原則といった一般法原則を含めることは、一貫性を欠くのではないかとといった批判も予想される旨の御指摘をいただいております。

申立てに対する救済方法としましては、調査・回答義務、違法（不当）確認、是正措置といったものが考えられる旨の御指摘をいただいているところでございます。

次に、資料6について御説明いたします。こちらにつきましては、行政不服審査制度の在り方に関する調査研究を進める際の参考資料とするために、事務局において広く一般から意見を募集することとし、今年5月から7月まで意見を募集した結果、73の団体・個人の方から頂きました。これら頂きました御意見につきまして、整理した上で、11の項目に分類整理をしているところでございます。

かいつまんで幾つか御紹介いたしますと、論点1の申立適格でございますが、例えば範囲を拡大するべきとか事実上の利益を有する者などにも拡大するべきとの御意見がありました。一方、自己の利益と無関係なものに対しては認めるべきではないといった、いろいろな御意見をいただいております。

2ページでございますが、申立て対象としましては、行政指導などについても対象とするべきとの御意見や、申立ての種類としましては、審査請求、異議申立てを一本化するべきであるが、国税通則法関係のような限られた分野については、両方できるようにしておくべきではないかとの御意見がありました。

それから、4の救済態様といたしましては、義務付けや差し止めなどの対応を認めるべきでありますとか、執行停止要件を大幅に緩和することを検討するべきといった御意見をいただいております。

それから、不服申立期間でございますが、6か月とするべき、3か月とするべきといった御意見もある一方、30日とするべきといった御意見もいただいております。

3ページに入りまして、申立ての手続でございますが、口頭によりできる場合を拡大するべきであるとか、原則書面とするべきといった意見でありますとか、手数料を徴収するべきとか、いろいろな御意見をいただいております。

それから、適用除外でございますが、個別法で適用除外されているものが多いのですが、

一般法である行政不服審査法に収れんするべきではないかとの御意見がありました。

それから、審理機関といたしましては、対審型の構造をとるべきこと、審査は処分担当部署以外の部署が行うべきこと、上級者が行うことを原則とするべきこと、第三者機関を設置するべきこと、地方については共同で第三者機関を設置すべきといったさまざまな御意見をいただいているところでございます。

それから、4ページでございますが、9の申立人の手続的権利といたしまして、申立人に対して処分関係書類全般についての閲覧を認めるべきではないか、コピーも認めるべきではないか、質問権を認めるべきといったさまざまな御意見をいただいております。また、口頭意見陳述については、現行は形骸化しているのではないかといった御意見もありました。それから、諮問機関で口頭意見陳述を行った場合には、それを答申に添付するといったことにより、処分庁での口頭意見陳述を省略してはどうかといった御意見がございました。

また、審理期間でございますが、標準処理期間を設定するべきであるとか、なるべく短くするように心がけるべきといった趣旨の御意見がございました。

この他にもいろいろな意見がございますが、例えば6ページの一番最後にありますが、研究報告書で提言されている事項に沿って、制度の一層の充実・強化を検討するべきといった御意見をいただいているところでございます。

次に、資料7の「平成17年度行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」について、御覧いただければと思います。こちらにつきましては、暫定値ということでございます。現在、調査結果を取りまとめ中でございます。精査の結果、この数値については、今後、若干の変動があり得ることを御承知おきいただければと思います。

まず、国に対する不服申立ての件数でございますが、1万8,149件です。

都道府県に対する不服申立ての件数ですが、6,437件でございます。政令指定都市は920件、県庁所在地に対するものは296件でございます。

また、平成17年度調査から調査対象以外の全市町村にも調査範囲を拡大して調査をかけているところでございまして、現在集計中です。まとまりましたら、検討会に御報告申し上げたいと考えているところでございます。

それから、この資料の2枚目に、申立て件数の推移をグラフにしております。平成に入りましてから、国に対するものはやや増加しております。これはおそらく情報公開法の施行などが原因として考えられるのではないかと考えております。

それから、地方公共団体に対するものは、御覧のように増えたり、減ったりといった状況でございます。

また、平成に比べまして、昭和の時代は件数が大変多くなっているわけでございます。その原因については、過去の資料が残っていないことから、正確なことはわかりかねることをおわび申し上げますが、多くは国税関係の申立てでございまして、かつて給与所得者の税負担の軽減を図る運動の一環として、源泉徴収税額の還付を求める事案といったもの

が多く見られたことも一因かと存じております。

次に、資料8を御覧下さい。こちらにつきましては、全国の地方公共団体の中から、申立て件数が比較的多いもの、もしくは少ないもの、管理体制に特色があると思ったものを任意に抽出しまして、8団体に対して、事務局の職員がヒアリング調査に行ってまいったものでございます。

地方公共団体からの意見・要望でございますが、本音を聞かさせていただくという観点から、各自治体の担当職員の個人的な見解ということで聴取して整理したため、調査対象については、それぞれA、B、Cの名前にしているところでございます。

どのような意見・要望があったかと簡単にかいつまんで御説明いたしますと、例えばA県では、同一組織内で行われる処分について、第三者を関与させるということは、行政庁にとっても重要であるとか、法定受託事務については、現在、大臣審査が必要となっておりますが、対審的な審理構造とした場合、地方から毎回、本省に出頭しなければならないといった、実務面で困るといった御意見でありますとか、分野横断的な第三者機関を置くということになりますと、小規模な自治体では事実上不可能ではないかといった御意見がありました。

それから、生活保護分野では、経験を有する職員が比較的多くいるので、処分に関与していない部門で審理を行うということも実務上は可能ではないかといった御意見がございました。

B県では、処分担当者と審理担当者を分けても、同じ課室にいる場合には、公平性が担保されているとは言えないのではないとか、分野横断的で第三者機関というのは、委員の人選が困難ではないとか、処分以外の行為を対象とする場合には、対象範囲を限定する必要があるのでないかとの御意見がありました。

C県では、例えば人事委員会、労働委員会といった別の組織で一元的に審理を行うほうがよいのではないかとの御意見や、認容率とか申立て件数の多少により制度の是非を判断するべきではないかといった御意見でありますとか、標準処理期間については、最低でも2～3か月は必要ではないかといった御意見がありました。

D県の市町村公平委員会でございますが、例えば和解あっせんといった形での集結も導入できないとか、事案の軽重によって慎重な手続を経なくてもよいものがあるのではないかとの御意見がありました。

E市でございますが、生活保護担当者の方にお伺いしたところ、実務に熟知している者でなければ審理を担当することが難しく、市の体制では、処分担当部署以外ではなかなか困難ではないか、特に小規模な自治体では、例えば処分関係書類を閲覧させることによって担当者の個人名が明らかになってしまうと、個人攻撃が行われることになってしまって、結果的に職員が萎縮してしまうようなおそれがあるのではないかといった御意見がございました。

F市でございますが、条例で委任する事項を設けたとしても、そのまま法律の規定を準

用するというので、あまり意味がないのではないかと、第三者的な視点からは、司法の場
でなるべく判断するべきではないかとの御意見がありました。

G市でございますが、市町村のレベルでは、原課の中で原処分に関与していない者はほ
とんどいないということで、審理担当者を確保することは困難であること、申立ての対象
範囲を拡大すると、負担が大きくなるのではないかと御意見がありました。

H市でございますが、例えば特例が多く制度が複雑であってわかりづらいので、整理す
るべきであるとか、例えば第三者性を確保すると、迅速な審理に支障があるのではないかと
といった御意見を聴取してまいったところでございます。

次に、最後になります。資料は御用意していませんが、最近の与党における検討
状況について簡単に御説明申し上げます。

自由民主党の司法制度調査会の下に経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小
委員会が置かれておまして、さらにその下に3つの分科会が現在置かれているところで
ございます。そのうち第3分科会では不服審査についての検討が行われておまして、こ
れまでも関係省庁や日弁連からのヒアリングなどを行ってきていると聞いております。近
く、この第3分科会から総務省に対しまして、この検討会においてどのような論点が議論
になるのかなどについて説明することを求められるといったことも考えられるところで
ございますが、事務局のほうから御説明申し上げて、与党の御理解を得たいと考えていると
ころでございます。

長くなって恐縮でございますが、事務局からは以上でございます。

【小早川座長】

どうもありがとうございました。

では、今説明のありましたこれまでの取組状況につきまして、御質問、御意見がありま
したらお願いいたします。

私からですけど、この施行状況について、簡単な御説明がありましたけれども、もう少
し詳しいものはどんなものがありますか。先ほどもちょっと処分の種類と件数の関係なん
かの話がありましたけれども、その辺、何か分かるデータがありますか。

【水野行政手続・制度調査室長】

申しわけございません。今まさに集計をしている最中でございます。本日に間に合わせ
るように集計の数字をとりあえず出したというだけでございました。追って、詳しい分析
などできましたら、改めて御報告したいと思っております。

【小早川座長】

今まで定期的に何か調査はしていたんですか。

【水野行政手続・制度調査室長】

平成17年度に調査しましたが、その前の調査が14年、その前が6年、その前が昭和
59年であり、数年に一度しか調査をしてこなかったというのが本当のところございま
す。

【稲葉先生】

ちょっと1つお願いがあるんですけど、この研究報告の前の、先ほど高橋さんなんかもおっしゃっていた事後救済制度の報告書とか、それからもう一つありますよね。

【小早川座長】

審理主宰者に関するものとか。

【稲葉先生】

ええ。それを資料として後でいただければありがたいんですけど。

【水野行政手続・制度調査室長】

コピーしたものを各先生方に郵送させていただきます。

【小早川座長】

40年前の訴願制度調査会はどうですか。それは多分非常にレベルの高い議論がされていたように思いますけれども。まあ、それは必要に応じて。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは次に、検討会のスケジュールについて御相談したいと存じますので、これも事務局から説明をお願いします。

【水野行政手続・制度調査室長】

検討会のスケジュール案について御説明いたします。

お手元の資料9「行政不服審査制度検討会スケジュール（案）」を御覧いただければと思います。

こちらにありますように、来年の4月ごろまでに中間的な取りまとめを行っていただきまして、さらに検討を行って、7月ごろまでに改正法要綱案という形で取りまとめたいただければと考えております。当面、年内は本日を含めて3回の開催を予定しておりまして、年明けからは、可能な限り、月1、2回程度のペースで検討会を開催していきたいと考えております。なお、この資料9のスケジュールでございますが、あくまでも現時点における予定として作成したものでございまして、議論の進捗状況により変更になることもあり得るものかと考えております。よろしく願いいたします。

【小早川座長】

今お話がありましたように、このスケジュールにつきましては、議論の進展によってどうなるかということもございますけれども、全体としてはいろいろ大変重たい論点もあるかと思いますが、時間を限って精力的に進めたいということのようでもありますので、そこはご理解いただきたいと存じます。ですから、今後の議論の進展に応じて進め方はその都度考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、さしあたり、こういった考え方でスタートさせていただきたいと存じます。

それでは次に、今後の検討会において検討すべき事項、それから関係者ヒアリング等、取り入れるべき検討手法などにつきまして御議論をいただきたいと存じます。

お手元に、ちょっと表題は長いですが、「行政不服審査制度研究報告書における方向性と

今後検討を要する主な論点について」というようなペーパーが配られていると思います。事務局からはこれで御説明いただくということですか。

【水野行政手続・制度調査室長】

はい。お手元に未定稿と記載された資料があるかと思いますが、今後の議論において検討すべき論点について、たたき台として準備したものでございまして、現時点で固まったものではないということから、未定稿としているものでございます。

内容について簡単に御説明いたします。

まず、今後検討を要する主な論点としまして、例えば総論としまして、制度改革の理念をどのようにとらえるのか。また、現行法の目的については改正する必要があるのか。簡易迅速性と客観性・公平性といったもののどちらに重きを置くのか。事前手続を定めた行政手続法との関係をどうとらえるのかといった観点からの論点が残されているのではないかと考えております。

それから、その下の表でございまして、左側の欄には研究報告書における方向性、その右側の欄には、事務局においてこのような論点が残されているのではないかとといった点について整理したものでございます。

一番最初の不服申立適格でございまして、研究報告書では、現行の取扱いを維持しつつもという御指摘でございました。これについては、現行法の規定や解釈を維持するというものでよいのか。また、行政事件訴訟法の原告適格より広くする必要があるのかといった論点と考えられるのではないかと考えております。

2ページでございまして、団体の申立適格について、個別の実体法において検討されるべきということでのよいのかどうかといったことがあるかと思っております。

それから、2番目の申立ての種類や審理の基本構造としまして、二元主義の廃止というものが言われているわけでございまして、一元化した場合のデメリットをどう考えるのか。例えばジュリストなどでも指摘されておりますように、本省で審理してもらいたい者にとっては、後退になるのではないかとといった批判についてはどう考えるのかといったことがあろうかと思っております。

続きまして、3ページでございまして、審理の基本構造としまして、対審的な構造とすることを御指摘いただいておりますが、行政官庁法理に基づく従来の規定に、担当者主義の規定をどう盛り込むのか。また、制度上の呼称をどうするのか。また、実際に審理担当者を確保できるのかといった論点があろうかと思っております。

次に、4ページでございまして、処分権限を民間の検査機関に委任した場合には、本来の処分権限を有する行政機関が審理を行うことを統一ルールとすべしということをお指摘いただいておりますが、現状では個別法に特例として規定されている事柄でございまして、法律に統一ルールとしてどのように規定するのか。

それから、不服申立てと提出先でありますとか、審理段階の簡素化ということで、審理は原則一段階としてはどうかという御指摘がありまして、さらに二段階の審理を存置する

場合には、二段階目については申立前置を排除するといった御指摘をいただいているわけですが、これにつきましては、二段階審理を合理的とする理由があるものにはどのようなものが考えられるのかといった論点でありますとか、二段階目の審理については不服申立前置を原則として排除するということがよいのかといった論点があるかと思っております。

不作為に対する不服申立ての取扱いにつきまして、行政手続法における規定により、大部分は代替されているのではないかとということが論点です。

次に、第三者性の確保について、現存する個別の第三者機関の在り方については、さらに検討する必要があるのではないかとか、また、現在、第三者機関が関与していない行政分野については、分野横断的なものを設けるのが一つの選択肢ではないかといった御指摘につきまして、これは裁決機関とするか、諮問機関とするか、さらに、裁決機関とした場合は、分担管理原則との抵触の問題をどう考えるかということが考えられるかと思っております。

それから、第三者機関の審理にかからしめるものとしては、特に慎重な手続を要する処分に限定することが適当という御指摘がございました。これに対して、どのように絞り込むかといった論点があるかと考えております。

それから、地方公共団体につきましては、第三者性の確保の配慮について検討すべきだという御指摘に対して、分権の観点から、ある程度自由に制度設定できるようにすべきではないかといった論点があるかと考えております。

次に、7ページでございますが、裁定的関与につきましては、縮減すべきという御指摘でございますが、その縮減すべき範囲はどのようなものにするのかといった観点があるかと考えております。

それから、審理においてあるべき原則を規定するべきとの御指摘に対しての論点でございますが、どのような事項を規定するのか。それから、職能分離に関する規定を法令に規定するといった必要があるのではないか。それから、この制度のメリットとされている不当性の審査ということでございますが、それは努力義務として規定することでよいかといった論点があるかと考えております。

それから、(2)審理権限と審理担当官の関係でございますが、この権限をどう整理するのか、その指名基準をどうするのかといった論点があるかと思えます。

それから、職権探知でありますとか、申立てによる閲覧を認めるといった工夫が求められるという御指摘につきましては、例えば申立人からそういった申立てがあった場合には、審査庁は、正当な理由がない限り、これに応じる義務があるのではないかといったことを規定すべきとか、また、コピーを認めるかどうか、その場合の費用負担などをどうするかといった論点があるかと思えます。

それから、審理担当官の権限としまして、資料提出要求権を明確に規定すべしという御指摘に対しまして、例えば、細かい点でございますが、提出期限をどう設定するのかとい

った論点があるかと思っております。

それから、不服申立人の手続的権利としまして、例えば申立人の質問権を認めてはどうかという御指摘でございますが、処分庁への出席を義務付ける規定は必要かどうか、質問への回答義務を規定することは必要かといった観点の論点が考えられるところでございます。

次に、9ページでございますが、現行の口頭意見陳述では意義が乏しいといった御指摘や日程設定の迅速化について検討する必要があるとの御指摘がありますので、どのような措置が考えられるのかといった論点があるかと考えております。

また、処分関係書類全般に関する閲覧でありますとか、コピーを認めるかどうかということも論点として残されているかと思っております。

次に、申立期間ですが、行訴法に合わせまして、6か月に延長することが望ましいという御指摘でございますが、個別の分野についてはどう考えるのかといった論点があるかと思っております。

それから、標準処理期間を設けるということを御指摘いただいておりますが、裁決機関が設定するという点でよろしいかといった論点があるかと思っております。

次に、処分に関する新たな救済態様について、どのような場合に義務付けなどを認めるのかといった要件をどうするのかといった論点が残されているのではないかと考えているところでございます。

それから、11ページでございますが、処分以外のものに対する不服申立てでございますが、処分以外の行政上の行為で、国民の権利利益にかかわるようなものについては、申立ての制度を設けることが望ましいという御指摘がございました。それに対しては、その基本的な性格をどうするのか。例えば苦情処理に近いものとして設計するのか、もしくは、現行の不服申立制度に近いものについて設定するのかといった論点が考えられます。また、行政苦情あつせんでありまして行政苦情相談といった、現行制度との関係をどう整理するのかといったことが論点として考えられるのではないかと考えております。

なお、これらにつきましては、先ほど御説明いたしました、特定事項に関する調査研究報告書の中で、いろいろ細かい論点を既に整理していただいているところでございます。

最後にその他の論点としまして、関係法令や適用除外の取扱いについて、整合性を図る観点からの検討が必要ということや個別具体的な検討が必要ではないのか、また、一般法で定める手続がより手厚くなるため、個別法で認めていた特例につきましては、少なくとも一般法で定める手続の水準まで見直すことが必要ではないかと考えおります。

このペーパーにつきましては、以上でございます。

【小早川座長】

駆け足で、今、御紹介がございましたが、さらにたくさんの方が書かれているようでございますが、次回の検討会でさらに議論を進めていくということにしたいと思っておりますけれども、さしあたり、今の説明についてお気づきの点、あるいは、ここにはないけれども、

今後検討が必要であると考えられるようなことがございましたら、まずは今日この場では是非お願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

それでは、改めてゆっくり御覧いただいて、論点の追加や手直しを是非いろいろお考えいただきたいと存じます。

【高橋先生】

1点よろしいですか。

【小早川座長】

はい、どうぞ。

【高橋先生】

非常に多岐にわたる論点を御指摘いただいて、今後の検討の参考になるとと思いますが、逆に言うと、どれだけが法律事項なのか、その辺も少し見極めがいるんじゃないかと思えますので、その辺についても、過去の立法例など踏まえて少し御検討いただければというふうに思いますが。

【水野行政手続・制度調査室長】

わかりました。必ずしも法律事項ではない論点も考えられるかと思いますが、一方において、なるべく法律において規定すべきといった考え方もあろうかと思えますので、運用でできるもの、できないものを事務局のほうで整理させていただければと思っております。

【高橋先生】

お願いします。

【小幡先生】

では、1点よろしいですか。

【小早川座長】

はい、どうぞ。

【小幡先生】

処分について、なかなか明確でないから困るというのが地方のヒアリングのところにも大分ございましたけれども、11ページ、12ページの辺りのところですね、行政指導以外の事実行為の辺りが、先ほどの特定事項の調査研究報告書のところで、行政調査とか、情報提供とか、強制執行とか、かなり書き込んで検討されていると思えますので、とても参考になりますので、今の論点のところでは、そこは書かれてないのですけれども、ぜひ組み入れて論点化していただくと分かりやすいと思います。よろしくをお願いします。

【水野行政手続・制度調査室長】

はい、分かりました。

【小早川座長】

ほかにいかがでしょうか。

先ほど高橋さんが言われた点は、苦情处理的な話とか、それから、法律効果はともかく、実質的な救済を図るというような観点でも提案がされているんです。その辺、内閣法制局

などは、そういう行政運営的なところがどうなのかということは、いろいろこれまでのルールもあると思います。ただ、この検討会でも、せっかく一般法の見直しをすれば、ということもあるかもしれませんが。その意味での法律事項の範囲の検討というのもやっぱり意味があることなんでしょうね。

何かございませんか。

【雛形先生】

高橋先生がおっしゃいました法律事項はどうなっているのかというあれにつきまして、私もそういうことがすぐ頭に浮かぶ習性、法制局から出ましてもう20年ぐらいたっているのですが、残っております。また、法制局の方の経験は、藤村先生のほうが私よりも古くて、経験の多い方なので、何か申し上げるのもちょっとはばったいんですが、これ、非常にプリミティブなことで、分からないことがあります。

幾つかあるんですが、そのうちの一つは、特に審査手続というような言葉でとらえておられる不服審査の運用振りに関してなんですけれども、現行法でも、今回ここに報告書でも盛り込まれているような事柄は、審査庁ないしは異議申立庁において、しようとするできないということになっているのでしょうか。つまり、運用としては、ここに盛り込まれているようなことも、全部とは思いませんが、審査手続に関するものの幾つかは、運用としては今でもできるのではないかというようにも思っているんですね。

つまり、何を申し上げたいかと申しますと、現行法でできないということになっているとすれば、現実の行政不服審査制度の運用上その限界がけしからんということで、ここに盛り込まれているようないろいろな手続が可能にするべきであるというように制度を改正するとなれば、これは現行法でできないことをできるようにするわけですから、明らかに法律事項になるわけですね。そこのところが、もう少し、この方向性という議論をされている中で将来この検討結果が法改正の中身を作っていくんだと、そういう観点から取り上げているのなら、その点はちゃんと理解しなきゃいけないなと思うのですが、私の方は十分勉強できていないところがありますので、もし私の程度の問題意識でも何らか検討させていただくとするならば、この論点の中に盛り込まれているもののうち、現行法ではできないものならできない。できるけれども、やっぱり法律改正をしたほうがいいとなるならば、それはどういうことを意味するのか。できるけれども、法改正が必要な点はかくかくしかじかのところにありという対比を示していただくと非常に分かりいいのではないかなと、こういうように思うんですね。

それからもう一つは、この基本理念とか制度改正の何を目的とするかということに関係するわけですが、私の非常に狭い理解からしますと、行政処分をはじめ実体的な優越的意思主体としての行政庁の意思決定そのものについても、それから、その意思決定に行く途中の、事実資料を集め、関係する法令を調べて、その法が目的とする価値が何であるかを検討し、その上で、行政としては絶対に避けられない裁量という合目的な裁量がある。すなわち、行政不服審査制度に出てくる一人一人の申立人の個別の権利ないし利益

は行政運用の一つの重要な判断資料でありますけれども、そのほかの多くの法益、利益、制度の趣旨というのがあるわけでありまして、これは単に一般的に公共の福祉だとか、公益として一緒くたにつかまえられるものではなくて、今日においては、非常に多数の利害関係のある団体、個人、いろいろな分野のそういう具体的な主張をする人たちの担っている利益があるわけですが、こういうものと個々の申立人となっている個別の人たちとの利益の比較衡量が必要で、行政庁として、当該特定の行政法及び特定の行政法の上にある基本の、それを越えた省全体の目指す分担管理の利益とか、そういうものがありましようし、さらには行政府全体としての大きな目指す価値というのものもあるかもしれません。

したがって、そういうものを個別の行政処分を通じて決定していくというところに行政庁の責任と、また権限があるんだろうというふうに思うのでありますが、今回のここで議論されているような制度改正の方向性というのは、そういう実体的な判断、それから手続的な判断を統合した、やっぱり行政運用の有り様を何か変えようという考え方なのか。それでは、そうじゃなくて、単に手続的な意味でのレベルで、それなりに現時点の国民が考えると、これは大事なことだなと言われていたようなことをできるだけ盛り込んでいこうという、行政運用の方法的な改善を目指すということにとどめるのか、これは非常に大きなポイントがあるだろうと思うんですね。

それとの関連で、最終的には、今回の制度改正で法律事項を盛り込んでいくとする。そして、その法律事項のうち、審理手続と、審理手続という言葉が、今私が理解したような意味の行政運用ということからすると、簡単に使うことがいいのかどうかと思われるテクニカルな概念だと思うんですね。

つまり、裁判所におけるように、基本的には当事者主義の原則に立って、事実資料を収集し、民事実体法に対する当てはめについての法律意見を述べるという審理の手続と、最終的な判決でもって対立する民対民の当事者の法律関係をどうしていくという、こういう判断の手続とを分けることになっている手続においては、審理手続という言葉は、極めてその意味するところは明快なのであります。

ところが、行政運営というのは、実体的判断と手続的なものとは基本的には分離しがたいもの。行政手続法も、そういう頭で、その上でああいう手続的な保障を入れ込んでいきたいと思いますという考え方だと思うんですけども、そういうことだとしますと、この審理手続という言葉は、少しくその概念とするところを、既に御議論いただいているのだと思いますけれども、教えていただきたいなと思うのであります。

そして、それは、ひいては不服審査制度のいわゆる審理手続の改正をめぐる法律事項が出てきましたときに、この審理手続違反が結局、異議申立てと審査請求、一本化されるのかとも思いますけれども、その一本化された段階での裁決の適法性、違法性、つまり裁決に対する取消訴訟における裁決の瑕疵を構成するものと位置付けるのか、それとも、それは関係ありません、基本的には行政運営の世界、ということで全部取れんする、全うする、そういう分野の仕事になるのかどうか。オール・オア・ナッシングではないのかな

と思いますけれども。その点が法律事項は何かという議論のときのポイントになるのかなというように思います。

ちょっと長々しくしゃべって申し訳ありませんでした。

【小早川座長】

ありがとうございました。

今お話しいただいた点は、これから。これからと言ってもゆっくりやっている時間はございませんけれども、最初のほうのところでも。今、最後のほうで言われた、実体的な判断形成の話と、それから手続の進め方の話というのは、今までその関係での行政不服審査の位置付けというのは、あまり突っ込んで考えられていなかったと思いますが、考えようによりましては、これは行政庁の処分権限の体系の上にそれをさらに変更する可能性を持った別の権限の体系としてあるわけですし、そこを本気で考えますと、これは大変な話になるんですね。個人の権利と法の立法目的にあらわされた価値との裁量による調整ということの本気でこの行政不服審査制度が正面から扱うということなのか、それとも、いや、そこはもとの原処分のシステムで基本的には済んでいて、ここは何か別の観点から行政不服審査制度を見直すだけですよということになるのか、その辺のことはまだまだ固まっていなくていいところだと思いますので、議論をしていただく必要があると思います。

ほかにいかがでしょうか。

【今川先生】

これから目指すべき姿という点で、仮にオンブズマン制度というのを考えますと、今、運用の話がされましたが、運用の中にも、いわゆる第三者機関が運用改善を促す意見表明なり、勧告なりで、運用といえども、やっぱり国民にとっては非常に重要な権利に関連する事柄も生じてくるかもしれないし、もしそういう機関を設けるとすると、さらに大きく発展させれば、時代状況の変化によっては法改正を促すような第三者機関の意見表明なり勧告が必要になる場合もあり、果たしてそういったところまで展望するのかどうか、それとも現行の救済の在り方に限定してかかっていくのか。今、雛形先生がおっしゃったことを私なりに解釈しますと、そういった展望の在り方というのはやっぱり重要なこと。専門的な判断は私は分かりませんが、最初におっしゃられた理念とか展望の問題というのは、どこまで射程に入れてこの検討会が議論されるのかというのをまた教えていただければ大変助かりますけれども。

【小早川座長】

ほかにいかがでしょうか。

なかなか最初からいろいろ重たい話が出てまいります。先般の研究会でも、そこはもう意識していなかったわけではございません。ただ、正直申しますと、本当にどこまで行くのかなというところはございまして、提言として、この手続の在り方、そしてまた、それを担う行政体制の在り方。行政体制の在り方ということは、今までの行政組織法の考え方をかなりの程度もう一度見直すことになるのかもしれないような話なんですけれども、

実際にどれだけの現実を変えることになるのかという、その測定は十分やっていないところがございます。その意味では、やや、言いたいことを提案してみた。詰めていったらどうなりますかねというところもあるかと思いますが、是非この検討会で、まず基本的な方向性を詰めていただきたいと思います。

【雛形先生】

ちょっと発言の趣旨を補足させていただいてよろしいでしょうか。

【小早川座長】

はい、どうぞ。

【雛形先生】

大変重たいというような話をしてしまっ、それほど頭の中で考えていることは、私自身は大げさなことを考えているわけではないのですが、まず、今回取り上げておられるような、いわゆる審理手続段階におけるいろいろな、国民から見て、行政不服審査制度の改善の在り方として、こういう点がポイントになるのではないかと取り上げておられること自体については、私は基本的には賛成といいたいでしょうか、そういう方向が多分時代の趨勢でもありますし、国民の考えているところに沿うのだらうという感じはしております。

ただ、これは総務省の方で、行政管理局の方でお取扱いになるということになれば、当然いわゆる総合調整官庁としての取組であるということは私も分かっているわけでありまして、そこで、そういう総合調整レベルでここに取り上げておられるような審理手続の改善等にかかわるポイントを取り上げて検討するという、この検討会が行われるという、こういう行政運営自体も必要あるのでしょうし、国民の求める方向からすれば望ましい方向なんだろうと思うんですが、先ほどもどなたか先生から御指摘がありました、この行政不服審査制度の運用自体の中に、是非、もう少し具体的に、現行の行政不服審査制度、現行法の改善のために必要と思われるような事例を、先ほどヒアリングの中で幾つか出ておりましたけれども、できれば、これは第三者機関を設けたりして特別な制度を作っているものは別として、あと、一般的な行政不服審査制度、一般的なものにできるだけ今回の改正の結果を反映させていきたいというお考えのようでもありますので、そのいわゆる一般の行政運用の中で、行政監察のレベルでもよろしゅうございましょうし、いろいろな行政管理の上でやっておられた事例でもよろしいかと思うんですが、できるだけ守秘義務を守りつつ、具体的な、この行政不服審査制度の運営でよくないと、これはやっぱり問題があるのではないかというようなものをケース研究的な形で一、二出していただくと非常に議論は分かりやすく、考えやすくなるんじゃないかということを感じております。

そういう意味で、先ほど小早川先生が御指摘のような、この制度運営についての実情その他、資料の追加みたいな件のご指示もあったかと思いますが、是非、そういうような意味合いの資料も、もしあるようであれば加えていただきたい。あるいは、場合によっては、今後のこの会の進め方の中に、そういう分野の具体的事例を経験した有識者とか、そういういろいろな関係者の方々のヒアリングその他の方法で資料を集めていただくとい

うようなことがあったら考えやすくなるのかなというように思ったりもしております、要するに、基本的にこの検討会の取組と方向性については賛成であります、いささか私のほうで頭の中に引っかかっている点を幾つか申し上げたということで、補足させていただきたいと思います。

【小早川座長】

ありがとうございます。

【高橋先生】

1点だけ。

先ほど不用意に法律事項という言葉を使って、議論を誘発するような発言をして大変今反省しております。ただ、非常に多岐にわたる、かつ制度の根幹にわたるところから御検討いただくので、やっぱり優先順位といたしますか、めりはりを事務局の方でつけていただければというご趣旨で私は申し上げたわけございまして、何も今から制度が固まっていないのに法令審査を受けるような一議的な検討をしてくれということを事務局に申し上げていたわけではございませんので、その辺はよろしくお願いいたします。

【中川先生】

1つよろしいでしょうか。

【小早川座長】

はい、どうぞ。

【中川先生】

私は租税法はともかく、あまり他の行政についての勘がないものですから、どのような原処分というものがあり、つまり各省庁、あるいは市町村において、主な行政処分というものはどのようなものがあり、それには特別法があるのか、ないのかというような、ごく簡単なもので結構ですけれども、整理をいただければ大変ありがたいと思います。

【小早川座長】

理論的に整理をするか、データとして、先ほどお願いしましたような、どの分野でこの行政不服審査制度が働いているか、あるいは働かせる余地があるかというような、そういう実績を踏まえたデータということも可能かと思えますけど。

【水野行政手続・制度調査室長】

それにつきまして、施行状況調査の結果が役に立とうかと思っておりますので、用意したいと思っております。

【小早川座長】

それと、どういうケースで、どういうふうになっているか。もっとうまくできるのではないか。法律改正すれば、あるいは法律改正しないでもこういうふうになるのかというような具体的なケースが何かあるといいですね。その辺も、私も事務局と相談しまして、今後の議論の素材を何か考えたいと思います。

【水野先生】

今の点と関連するんですけれども、行政不服審査法自体の改正についての議論はいいんですが、問題は、その特別法がいろいろな部分であります。スケジュールには関連法整備方針と書いてあるので、当然、行政不服審査法だけが念頭にあるということではないと思うんですが、その点からも、行政不服審査法の特例を定めているのが、どういう分野で、どういう規定があるのかというのを整理して教えていただければと思います。

【水野行政手続・制度調査室長】

特例とか適用除外になっているものについては、一覧を整理いたしまして、事務局の方で用意いたします。

【小早川座長】

お願いします。

それでは、まだまだいろいろあるかと存じますが、予定の時間を大分過ぎておりますので、次回以降こういう調子でさぞ活発な議論になるのだらうかと予想しておりますが、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。

そこで、次回の検討会ではさらに検討すべき事項の洗い出し、方向性等について議論を行いたいと思いますので、皆様、あらかじめお考えを整理しておいていただければありがたいと存じます。

今ご発言のありました点を含めて、次回の検討会開催までに事務局と相談いたしまして、先ほどの論点整理ペーパーにさらに書き加えをして、できれば事前にお送りしたいと存じます。

というわけで、今ご発言なかった点につきましても、追加すべき事柄というようなものがありましたら、是非事務局あてにお伝えいただければと存じます。時間的には、スケジュール等の関係で11月10日金曜日ごろまでに御意見を寄せていただければ次回に間に合うと思います。方法は、何でも結構だということで、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、事務局から連絡事項がございましたら、よろしく願いいたします。

【水野先生】

今回は具体的にはどういう議論という、ちょっとイメージがわからないんですけど。

【水野行政手続・制度調査室長】

先ほどの「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と今後検討を要する主な論点について」という資料でございますが、これにつきまして、各先生方で、さらにこんな論点があるのではないかとといった点がございましたら、恐縮ですが、11月10日までに事務局のほうまでご連絡をいただければと思っております。事務局で整理をいたしまして、これに書き加えるなり、削除するなりという形で再整理をいたしたいと思っております、それについて御議論いただければと思っております。

さらに、第2回目では個々の論点についても、こちらで基礎的な資料を用意いたしますので、御議論いただければと思っております。

【小早川座長】

具体的にはどうなりますかね。全体の、何が重要な論点だろうかという見定めが改めて必要ですね。それと、個別の論点も用意しますか。

【水野行政手続・制度調査室長】

可能であれば、申立ての種類でありますとか、審理の基本構造でありますとか、審理手続といった論点を御議論いただいてはどうかと思っております。

【小早川座長】

先般の報告書でも、基本構造というところが広がっていろいろなところと関連しておりますので、必ずしも部分々々切り分けられないかもしれませんが、そういう意味での基本的なところから個別的な詰めもやっていきたい、そういうことでよろしいでしょうか。

【水野行政手続・制度調査室長】

では、スケジュールについて簡単に御説明申し上げます。

【小早川座長】

はい、お願いします。

【水野行政手続・制度調査室長】

次回の第2回は、11月28日火曜日の朝9時から11時の予定で、この建物の10階の1002会議室で開催することとしております。年内最後となります第3回は、12月25日月曜日の16時から、同じくこの総務省内で開催させていただきたいと思っております。なお、開催の御連絡につきましては、別途改めてメールやファクスなどで御連絡申し上げます。

なお、会議資料につきましては、毎回、事前にメールなどで送らせていただきたいと思いますと思っております。また、今回配布させていただいた資料につきましても、事務局でファイリングをいたしますので、毎回、各先生のお席にはそれまでの資料と六法全書を御用意させていただきますので、わざわざお持ちいただく必要はございません。

また、ほかに御意見なり、御要望がございましたから、随時、事務局の方まで御連絡いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

【小早川座長】

朝早くからやったり、年の暮れ遅くにやったりということで、皆様には御迷惑おかけしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、予定の議題は一通り終了させていただきます。活発な御議論をいただきました。時間をオーバーしてしまいまして進行の不手際をおわび申し上げます。

それでは、これで第1回の検討会を終わります。どうも皆様ありがとうございました。

～了～